諮問番号：令和６年度諮問第１号
答申番号：令和７年度答申第１号

答　　申　　書

第１　審査会の結論

令和６年１１月１日付け６長与秘第６１９号により，長与町長（以下「実施機関」という。）が行った公文書の一部開示決定（以下「本件処分」という。）は，理由の提示に不備がある違法なものであり，これを取り消すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は，長与町情報公開条例（平成１３年長与町条例第１７号。以下「条例」という。）５条の規定に基づく開示請求に対して，実施機関が行った本件処分を取り消し，改めて開示決定することにより，本件処分において非開示と決定した箇所（以下「本件非開示箇所」という。）の全てを開示することを求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書及び反論書の記載によると，おおむね次のとおりである。

⑴　本件処分における非開示とした部分及び理由の提示について

本件処分が本件非開示箇所を「個人が識別される箇所」と表現するならば，その理由は，条例７条２号該当性に基づき提示されなければならない。実施機関は，弁明書第３－１－⑸において，「個人識別情報の該否に係る他の情報との照合可能性については，本件処分においては考慮していない」とするが，考慮すべきである。

また，本件処分の理由が条例７条７号イであることを認めたとしても，本件処分における非開示理由の提示は，単に同号イの規定を転記したに過ぎず，不十分である。「長与町情報公開条例に基づく処分に係る基準」（以下「審査基準」という。）によれば，同号イを根拠として非開示とする場合には，漠然としたおそれではなく強い蓋然性がなければならないとあるが，非開示とした各部分，すなわち当該交際

費の各支出相手方を公にすることにより，町のどのような事務において，どのような支障を及ぼすおそれがあるかを，個別の背景，事情等を踏まえて具体的に提示する必要があるが，それがなされていない。

⑵　本件非開示箇所について

ア　「町政功労者の逝去」及び「町政功労者の親族の逝去」に係る交際費支出相手先欄について，当該箇所に記載される情報は，日付が開示されていることから，新聞の訃報欄と照合することで明らかになる情報であるため，開示されるべきである。

イ　令和６年５月１３日の「国政要望に係る協議時手土産」に係る交際費支出相手先欄について，当該箇所に記載される情報は，国交省の役人であり職名であるため，開示されるべきである。

ウ　令和６年７月３０日の「町政協力者へのお礼」に係る交際費支出相手先欄について，町に対して協力する立場の者であれば，積極的に開示されるべきである。

エ　令和６年９月１８日の「国民スポーツ大会（太極拳）出場報告」は，新聞の地方欄，テレビの地域版その他の情報と照合することにより，容易に個人を特定することができるため，開示されるべきである。

オ　また，実施機関は，弁明書において，非開示とした審査過程に関し，交際費の各支出項目に係る各贈呈について，「贈呈の事実はともかく，具体的な金額等が不特定の者に知られ得る状態でされるものとは通常考えられない」ことをもって条例７条７号所定の非開示情報に該当する旨主張するが，非開示とした箇所は個人の氏名のみであり金額は開示されているのであって，この点，非開示の理由としては妥当していない。

第３　実施機関の主張の要旨

１　本件審査請求の経緯

⑴　審査請求人は，令和６年１０月１８日付けで実施機関に対し，条例５条及び６条の規定に基づき，本件開示請求を行った。

⑵　これに対して実施機関が本件処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，令和６年１１月１７日付けで本件審査請求を提起したものである。

２　実施機関としての考え方

本件審査請求は，棄却されることが適当であると考える。

３　理由

⑴　本件対象文書について

本件開示請求に係る対象文書として，実施機関は，「交際費現金出納帳（令和６年１月～同年１０月分）」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

本件対象文書は，「出納番号」，「（出納）月」，「（出納）日」，「支出項目」，「内容」，「開催実施日等」，「資金前途額」，「支出金額」，「現金残高」，「予算残額」，「備考（出席者・支出先等）の（町側）」及び「備考（出席者・支出先等）の（相手側）」欄により構成される。このうち，「備考（出席者・支出先等）の（相手側）」欄（以下「交際相手方欄」という。）には，町長の交際費の支出相手先を記録している。

⑵　本件処分における非開示とした部分及び理由の提示について

本件処分における非開示とした部分の記載について，当該部分は，非開示情報に該当すると決定した部分の総括的・類型的な表現として「交際費の支出相手先の個人が識別される箇所」と記載したのであり，条例７条２号該当性を表示するものではない。

本件処分は，条例７条７号に該当する旨判断の上，本件非開示部分を決定したが，同号該当性判断に当たっては，町長の交際に関する情報を開示することにより，当該交際事務の目的が損なわれるおそれがあるかどうか，当該交際事務又は将来の交際事務の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるかどうかなどによって決定すべきものである。そして，当該おそれがあるかどうかは，相手方の氏名等の公表，披露等が予定されていないような交際事務であって，当該交際の相手方が識別されるような文書が開示されることにより，当該相手方の氏名等や支出金額が明らかにされることになれば，当該交際の相手方との信頼関係あるいは友好関係を損ない，交際それ自体の目的に反し，ひいては交際事務の目的が達成できなくなるおそれがあり，また，町長の交際事務の公正又は円滑な執行に支障が生ずるという点において判断するものである。

なお，本件非開示箇所中に条例７条２号該当性を有する部分があることを認めるが，本件処分は，第一に同条７号に該当することにより決定したものであり，同条２号該当性を有する旨の理由の提示を補充したとしても，本件処分の内容は結論において変わらないのであるから，この点において本件処分の取消事由にはならない。

⑶　本件非開示箇所について

第２－２－⑵の非開示箇所に係る各交際について，当該各交際に係る交際費の支出は，いずれも，支出の要否や金額等が町と当該各交際相手方との関わり等を斟酌して個別に決定されるものであり，当該各交際が行われた事実はともかく，その具体的金額までが当該各交際の関係者以外の不特定の者に知られることは通常考えられないから，当該各交際相手の氏名等の公表，披露等が予定されていないというべ

きであり，条例７条７号所定の非開示情報に該当すると解する。

第４　調査審議の経過

１　本件対象文書

交際費現金出納帳（令和６年１月から同年９月までのもの）

２　本件処分

公文書開示決定通知書（令和６年１１月１日付け６長与秘第６１９号）

３　審査の経緯

⑴　令和６年１０月１８日付け，審査請求人は，実施機関に対し，公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

⑵　令和６年１０月２３日，実施機関は，本件開示請求を受理し，処分決定期間の満了日を同年１１月７日と定めた。

⑶　令和６年１１月１日，実施機関は，本件処分を決定し，同日，公文書開示決定通知書（令和６年１１月１日付け６長与秘第６１９号。以下「本件処分通知」という。）により，審査請求人に対し通知した。

⑷　令和６年１１月１７日付け，審査請求人は，審査庁に対し，審査請求書を送付した。

⑸　令和６年１１月１８日，審査庁は，審査請求書を受け付けた。

⑹　令和６年１１月２１日，審査庁は，「審査請求書の補正について」（令和６年１１月２１日付け６長与総第９６７号）により，審査請求人に対し，審査請求書の補正を命じた。

⑺　令和６年１１月２４日付け，審査請求人は，審査庁に対し，前記補正命令に係る補正書を送付した。

⑼　令和６年１１月２７日，審査庁は，前記補正書を受け付け，本件審査請求を受理した。

⑽　令和６年１２月１０日，実施機関は，弁明書（令和６年１２月１０日付け６長与秘第７５３号）を作成した。

⑾　令和６年１２月１１日，審査庁は，「弁明書の送付及び反論書等の提出等について」（令和６年１２月１１日付け事務連絡）により，審査請求人に対し，弁明書の送付及び反論書の提出依頼等をし，反論書の提出期限を令和７年１月９日と定めた。

⑿　令和７年１月１４日，審査庁は，「反論書の提出期限の延長について」（令和７

年１月１４日付け事務連絡）により，審査請求人に対し，反論書の提出期限を同年１月３１日に延長する旨通知した。

⑬　令和７年１月３０日，審査請求人は，架電により，健康状態の悪化により提出期限までに反論書の提出が困難なこと及び再度の提出期限の延長を要望した。

⑭　同日，審査庁は，「反論書の提出期限の再延長について」（令和７年１月３０日付け事務連絡）により，反論書の提出期限を再延長する旨及び再延長後の提出期限を令和７年２月１４日と定めた旨通知した。

⑮　令和７年２月６日付け，審査請求人は，審査庁に対し，反論書を送付した。

⑯　令和７年２月１４日，審査庁は，前記反論書を受理した。

⑰　令和７年２月２５日，審査庁は，「審理手続の終結等について」（令和７年２月２５日付け６長与総第１４０４号）により，審査請求人に対し，審理手続の終結の旨を通知した。

⑱　令和７年３月７日，審査庁は，本件審査請求に対する裁決について，当審査会に諮問し，同月１０日，審査請求人に対し，当該諮問を行った旨通知した。

４　審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の内容
令和７年３月７日	諮問書の受理
同年３月１０日	実施機関に対する本件対象文書の提示の求め
同日	実施機関から本件対象文書を収受
同年１０月２３日	本件対象文書の見分及び審議
同年１１月２７日	審議及び答申内容調整
令和８年１月１５日	審議及び答申内容調整
同年８月２日４日	答申

第５　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，実施機関は，これを特定し，その一部を条例７条７号に該当するとして非開示とする本件処分を行った。

審査請求人は，本件処分において，本件対象文書の一部を非開示とした箇所及び理由の提示に不備があること並びに本件非開示箇所が条例７条２号又は７号のいずれにも該当しないことを理由とし，本件処分を取り消し，改めて本件対象文書の全部を開示する決定をすることを求めているところ，これに対して諮問庁は，本件処分を維持

することが妥当としている。そのため，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，対象文書の非開示情報該当性について検討し，併せて本件処分に係る理由の提示等の妥当性について判断する。

2　本件処分に係る関係法令の定めについて

⑴　開示請求及び開示決定等について

条例３条は，「実施機関は，この条例の解釈及び運用に当たっては，公文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに，個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしなければならない」と規定する。

条例５条は，「何人も，この条例に定めるところにより，実施機関に対し，当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる」と規定する。

条例７条は，「実施機関は，開示請求があったときは，開示請求に係る公文書に……非開示情報……が記録されている場合を除き，当該公文書を開示しなければならない」と規定する。

条例８条１項は，「開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合において，当該部分とそれ以外の部分を容易に区分して分離することができるときは，前条の規定にかかわらず，開示請求者に対し，当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」と規定し，同条２項は「前条第２号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において，当該情報のうち，氏名，生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより，公にしても，個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは，当該部分を除いた部分は，同号の情報に含まれないものとみなして，前項の規定を適用する」と規定する。

条例９条は，「実施機関は，開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該公文書を開示することができる」と規定する。

条例１１条１項は，「実施機関は，開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは，その旨の決定をし，開示請求者に対し，その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない」と規定する。

長与町行政手続条例（平成８年長与町条例第５号。以下「行政手続条例」という。）８条１項本文は「行政庁は，申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は，申請者に対し，同時に，当該処分の理由を示さなければならない」と規定し，同条２項は「前項本文に規定する処分を書面でするときは，同項の理由は，書面により示さなければならない」と規定する。

⑵　非開示情報について

条例７条２号本文は，非開示情報として，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，明らかに個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人識別情報」という。）を規定する。

条例７条２号アは，「法令等の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」と規定し，いわゆる公領域情報が個人識別情報の例外的開示事項である旨を定める。

条例７条２号イは，「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」と規定し，個人識別情報に係る公益上の義務的開示事項を定める。

条例７条２号ウは，「当該個人が公務員（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員をいう。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員の職及び当該職務の遂行の内容に係る情報」と規定し，いわゆる公務員情報が個人識別情報の例外的開示事項である旨を定める。

条例７条３号柱書本文は，非開示情報として，「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公にすることにより，当該法人等又は当該事業を営む個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害すると客観的かつ明白に認められるもの」（以下「法人情報」という。）を規定する。

条例７条７号柱書は，非開示情報として，「町の機関又は国の機関若しくは他の地方公共団体が行う事務事業に関する情報であって，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上，当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（以下「事務事業情報」という。）を規定する。

また，当該おそれの具体的な性質として，同号イは，「契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を定める。

３　理由の提示について

⑴　開示請求に係る公文書の一部又は全部を開示しないときは，条例１１条の規定に基づき，当該決定をした旨の通知をしなければならず，この通知を行う際には，行

政手続条例８条の規定に基づく理由の提示を書面で行う必要がある。理由の提示の制度は，実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制する（慎重考慮担保・恣意抑制機能）とともに，処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨（争訟提起便宜機能）から設けられているものである[1]。

⑵　かかる趣旨に照らせば，本件処分通知に提示すべき理由の内容及び程度については，いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して本件処分がされたのかを，開示請求者において，その記載自体から了知し得るものでなければならず，単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは，それによって当該規定の適用の原因となった具体的事実関係をも当然に知り得るような例外の場合を除いては，法の要求する提示として十分でない[2]と解される。また，どの程度の理由を提示すべきかについては，本件処分の根拠法令の規定内容，審査基準の存否及び内容並びに公表の有無，本件処分の性質及び内容，本件処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである[3]とされる。

⑶　当審査会において諮問書に添付された本件開示請求書及び本件処分通知を確認したところ，以下のとおりであった。

ア　本件処分通知の「開示する公文書の名称」欄の記載は，本件開示請求書の「請求する公文書の名称等」を引用した上で，当該情報を含んだ事項を記録する公文書として「交際費現金出納帳（令和６年１月から請求日まで分）」を特定し，かつ，別表１に掲げる部分を除く部分を開示する旨の決定が行われたものである。

イ　本件処分通知の「非開示とした部分及びその理由」欄には，非開示とされた部分には「交際費の支出相手先の個人が識別される箇所」と記載され，非開示とされた理由の提示としては「長与町情報公開条例第７条第７号イ（町の機関が行う事務事業に関する情報であって，公にすることにより，交渉に係る事務に関し，当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務の性質上当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの）に該当するため」と記載された。

⑷　当審査会において本件対象文書（インカメラ文書）を見分したところ，以下のとおりであった。

ア　本件対象文書に記録されている内容は，おおむね，①「出納番号」，②「（出納）月」，③「（出納）日」，④「支出区分」，⑤「支出項目」，⑥「内容」，

---

[1] 最高裁判所第二小法廷昭和 36 年（オ）第 409 号（昭和 37 年 12 月 26 日判決），最高裁判所第三小法廷平成 21 年（行ヒ）第 91 号（平成 23 年 6 月 7 日判決）等

[2] 最高裁判所第一小法廷昭和 45 年（行ツ）第 36 号（昭和 49 年 4 月 25 日判決）

[3] 最高裁判所第三小法廷平成 21 年（行ヒ）第 91 号（平成 23 年 6 月 7 日判決）。なお，厳密には，本判決は不利益処分における理由の提示（行政手続法（平成５年法律第 88 号）14 条１項）についての判断を示したものであるが，申請に対する処分についても当該趣旨が妥当するものと考えられる。

⑦「開催実施日等」，⑧「資金前渡額」，⑨「支出金額」，⑩「現金残高」，⑪「予算残額」，⑫「備考（出席者・支出先等）の町側」及び⑬「備考（出席者・支出先等）の相手方」欄により構成される。

イ　このうち，④「支出区分」及び⑤「支出項目」の欄には交際費の支出目的の種別及びその細目が，⑫「備考（出席者・支出先等）の町側」欄には当該交際に参加する職員及び必要に応じてその開催場所等が，⑬「備考（出席者・支出先等）の相手方」欄（以下「交際相手方欄」という。）には当該交際の相手方が，それぞれ記載されている。

ウ　本件対象文書は，合計１４５件の交際事務に係る交際費の出納状況を記録しており，本件処分において非開示としたのはそのうち２５件についてであり，かつ，当該非開示とした箇所はいずれも交際相手方欄のみであった。また，当該非開示とした交際相手方欄に係る記載事項は別表１の「記載事項の概要」欄に記載のとおりであり，非開示箇所のうち２４件には氏名等の個人識別情報が含まれていた。

⑸　上記を踏まえると，本件処分に係る理由は，条例７条２号本文該当性に係る提示を脱漏するものであることは明白である。実施機関は，弁明書において「個人識別情報に該当する旨の理由付記を追加したとしても，本件処分の内容は変わらないのであるから，……本件処分の取消事由とはならない」旨主張するが，上記の理由提示の趣旨からすると，本件処分は，開示請求者において，本件対象文書中のどのような情報が，どのような根拠により非開示とされたかを了知し得るものとなっておらず，理由の提示の要件を欠くものというべきである。また，条例７条７号イ該当性に係る提示に関しても，同号イ中「交渉に係る事務」という事項的基準を充足する旨の記載があるものの，いかなる事実関係からいかなるおそれが認められるのかという定性的基準の部分に関しては，同号イ後半部分及び同号柱書の一部の摘記に留まり，本件処分通知中の本件非開示箇所が「交際費の支出相手先の個人が識別される箇所」という具体性の乏しい表現であることと相まって，同号イの適用の理由としては不十分であるといわざるを得ない。

⑹　ところで，本件処分通知には条例７条７号イ該当性に関する記載があり，また，審査請求人においては，本件非開示箇所に係る条例７条２号本文該当性の論点を推知した上で当該論点を包摂した主張が展開されていることが確認される。①慎重考慮担保・恣意抑制機能が，実施機関が申請に対する処分を行う際に，処分を行うか否か及びそのような処分を行うべきかという点について，処分内容とともに申請内容と法令の規定及び審査基準を照らし合わせた過程を理由として提示させることで，実施機関に慎重かつ合理的な判断を促し，恣意を抑制することを期待するものであるという視座に立つと，同条７号該当性に関する一定の審査が行われたことが示唆され，②争訟提起便宜機能が，申請に対する拒否処分に不服のある申請者に対し，

どのような主張を伴って審査請求ないし抗告訴訟を行うべきかを示すことによって，申請者等の争訟提起の便宜を図るものであるという視座に立つと，本件処分総体としては，同条２号該当性に対する推量が十分可能であったのであり，両機能が徹頭徹尾損なわれているとまではいえない。しかしながら，公文書の非開示決定に係る理由提示の趣旨が前示のとおりであることからすれば，非開示の要因である事実は，決定通知書面の記載自体において明らかにされていることを要し，処分名宛人の知，不知にはかかわりがないのである[4]から，処分総体から推知可能なことをもって理由不備の瑕疵が治癒されるものではないのである。

⑺　したがって，本件処分については，実施機関の主張する条例７条７号該当性についての個々の判断をするまでもなく，その理由の提示の要件を欠くものとして行政手続条例８条の趣旨に照らして違法なものであり，この点をいう審査請求人の主張には理由があるから，これを取り消し，改めて開示決定等すべきである。

４　非開示情報該当性について

３のとおり，本件処分は，理由の提示に不備があるからこれを取り消すべきであるところ，改めて行われる開示決定等において，審査請求人は本件非開示箇所の全部が条例７条２号本文及び７号のいずれにも該当しないため開示されるべき旨主張する一方，実施機関はその全部が同号該当性を有する旨主張するから，別表１に掲げる本件非開示箇所の適法性及び妥当性について検討する。

⑴　個人識別情報について

ア　条例７条２号柱書について

本号により個人に関する情報を保護する目的は，個人の正当な権利利益の保護であり，その中核的部分は，いわゆるプライバシーである。そのため，個人に関する情報についての非開示の範囲をプライバシーという概念で画することも考えられるが，いわゆるプライバシー情報型の非開示規定は，個人に関する情報につき，非開示の範囲が必要以上に広がらないことが期待される一方，プライバシーの概念が必ずしも明確でなく，個人の価値観により，その範囲につき見解が分かれることが少なくないため，制度の安定的運用が困難となることが懸念される。そこで，長与町においては，個人識別情報を原則非開示とした上で，個人の権利利益を侵害せず非開示にする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものを，本号ただし書で例外的開示事項として列挙する個人識別情報型が採用されている。

[4] 最高裁判所第一小法廷昭和 45 年（行ツ）第 36 号（昭和 49 年 4 月 25 日判決）

イ　条例７条２号ア（公領域情報）について

本号アは，「法令等の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」を例外的開示事項として挙げている。「法令等の規定」は，何人に対しても，かつ，理由の如何を問わず公開されるものに限られる。「慣行として」とは，公にすることが慣習として行われていることを意味するが，慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく，事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。ただし，当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても，それが個別的な事例にとどまる限り，「慣行として」には当たらないと解される[5]。

ウ　条例７条２号イ（公益上の義務的開示）について

本号イは，「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」を例外的開示事項として挙げている。これは，非開示により保護される利益と開示により保護される利益の比較衡量が行われること，比較衡量の結果，後者が前者に優越すると認められるときには，開示が義務付けられることを定める。

エ　条例７条２号ウ（公務員情報）について

本号ウは，「当該個人が公務員（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員をいう。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員の職及び当該職務の遂行の内容に係る情報」を例外的開示事項として挙げている。「公務員」とは，広く公務遂行を担任する者を含むものであり，一般職か特別職か，常勤か非常勤かを問わず，町の職員のほか，国及び他の地方公共団体の機関の職員，国務大臣，国会議員，裁判官等を含むものである。退職した者であっても，公務員であった当時の情報については，当該規定は適用される。また，「職務の遂行に係る情報」とは，公務員が，実施機関又は国の機関若しくは他の地方公共団体の機関の一員として，その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば，行政処分その他の公権力の行使に係る情報，職務としての会議への出席，発言その他の事実行為に係る情報等がこれに含まれる。ただし，本号ウの規定は，具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであるので，公務員に関する情報であっても，職員の人事管理上保有する健康情報，休暇情報等は，「職務の遂行に係る情報」には含まれないと解される。

[5] 東京高等裁判所平成 30 年（行コ）第 6 号（平成 30 年 5 月 23 日第 11 部民事部判決）

⑵　事務事業情報該当性について

ア　条例７条７号柱書について

本号柱書は，「町の機関……が行う事務事業に関する情報であって，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上，当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定するから，本号アないしオは，限定列挙ではなく，開示により事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される事項を例示するものである。「事務事業の性質上」とは，当該事務事業の内在的性格に照らして保護に値する場合のみ非開示とし得ることを明確にする趣旨であり，「適正」という要件の判断に際しては，開示のもたらす支障のみならず，開示のもたらす利益も比較衡量しなければならない。「支障」の程度については，名目的なものでは足りず，法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

また，「当該事務事業の性質上，当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは，名目的，抽象的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず，実質的，具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められる必要がある[6]。単に実施機関においてそのおそれがあると判断するだけではなく，客観的にそのおそれがあると認められることが必要であるというべきであるが，実施機関としては当該公文書の内容自体を立証することはできないのであるから，第２－２－⑴に係る審査請求人の主張のような交際相手方各人に関して高度な蓋然性があることまで要求するものではないと解される[7]。

イ　交際事務について

交際費は，一般的には，「地方公共団体の長その他の機関がその行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で，交際費の予算科目から支出される経費を意味する[8]」とされている。長与町における町長交際費は，こうした町における行政の円滑な運営を図るため，関係者との懇談や慶弔等の対外的な交際事務を行うのに必要な経費として，予算額は長与町議会において議決され，その支出は長与町財務規則（平成１７年長与町規則第５号）に基づき行われている。

本件非開示箇所に係る交際費の支出内容は，次のように区分されており，その具体的支出項目は，それぞれ掲記のとおりである。

①　「弔慰」　御香典，敬供（生花），御仏前

---

[6] 大阪地方裁判所平成 15 年（行ウ）第 92 号（平成 19 年 6 月 29 日第 2 民事部判決），最高裁判所第三小法廷令和 6 年（行ヒ）第 94 号（令和 7 年 6 月 6 日判決）

[7] 高松高等裁判所平成 16 年（行コ）第 15 号（平成 17 年 1 月 25 日第 4 部判決）

[8] 昭和 32 年 5 月 16 日付け自丁行第 80 号群馬県警察本部刑事部捜査第二課長宛行政課長回答

② 「渉外」　接遇，お土産

③ 「会費・負担金」　会費

④ 「激励」　祈健闘

このような交際事務の意義からすれば，本件処分通知において提示された条例７条７号イに掲げる「交渉に係る事務」に該当するとは言い難いが，同号柱書は，「次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上，当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定することから，同号アないしオに加え，これらに挙示された事務事業と類似の事務事業もまた，同号柱書の「その他事務事業」に該当すると解すべきであり，本件対象文書に記録される各種の交際行為は，いずれも同号イの「交渉」に関する事務に類似し，広義においてはこれと同種の事務であるとみることができる。したがって，本件対象文書に記録される各種の交際行為は，いずれも同号柱書の「その他事務事業」に該当するものと解される。

ウ　交際事務に係る条例７条７号該当性について

上記のように，本件非開示箇所に係る交際事務は，条例７条７号柱書の「その他事務事業」に該当するから，これらの情報を非開示とすることができるかどうかは，これらの情報を開示することにより，当該交際事務の目的が損なわれるおそれがあるかどうか，関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるかどうか，当該交際事務又は将来の交際事務の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるかどうかなどによって決定されることになる。

町長の交際事務には，弔慰，慶祝，渉外，会費・負担金，激励等のように様々なものがあると考えられるが，いずれにしても，これらは，相手方との間の信頼関係ないし友好関係の維持増進を目的として行われるものである。当審査会において確認したところ，町長交際費は，「長与町交際費支出基準」（平成１３年１０月１日策定。以下「支出基準」という。）に則り，類型化された支出の内容区分及び額の下で支出することを基本とする一方，当該類型に当てはめ得ない場合（支出内容にあっては「町長が特に必要と認める経費」と，支出額にあっては「社会通念上妥当と認められる額」などと定めている場合）には，その支出の要否，内容等に関して相手方との関わり等を斟酌して個別に決定されるという性質を有するものであるとのことである。こうした交際事務は，相手方の氏名等の公表，披露が当然予定されているような場合等は別として，相手方を識別し得るような文書の公開によって相手方の氏名等が明らかにされることになれば，不満や不快の念を抱く者や，交際の場への出席等を拒否する者などが出ることが予想される。そのような事態は，交際の相手方との間の信頼関係又は友好関係を損なうおそれがあり，交際それ自体の目的に反し，ひいては交際事務の目的が達成でき

なくなるおそれがあるというべきである。さらに，これらの交際費の支出の要否やその内容等は，支出権者である町長自身が，個別，具体的な事例ごとに，裁量によって決定すべきものであるところ，交際の相手方や内容等が逐一公開されることとなった場合には，町長においても上記のような事態が生ずることを懸念して，必要な交際費の支出を差し控え，あるいはその支出を画一的にすることを余儀なくされることも考えられ，町長の交際事務を適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれがあるというべきである[9]。

なお，「相手方の氏名等が外部に公表，披露されることがもともと予定されているもの」とは，交際の相手方及び内容が不特定の者に知られ得る状態でされる交際に関する情報を意味し，かかる情報は，相手方の氏名等を公表することによって町長の交際事務の目的が達成できなくなり，又は町長の交際事務を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められず，条例７条７号に該当しないと考えられる。そして，このような交際に該当するか否かは，当該交際が，その行われる場所，その内容，態様その他諸般の事情に照らして，その相手方及び内容がそれを知られることがもともと予定されている特定の関係者以外の不特定の者に知られ得る性質のものであるか否かという観点から判断されるべきである。そうであれば，町長と相手方との交際の事実そのものは不特定の者に知られ得るものであっても，支出金額等，交際の内容までは不特定の者に知られ得るものとはいえない情報は，「相手方の氏名等が外部に公表，披露されることがもともと予定されているもの」に当たるということはできず，他に相手方の氏名等を公表することによって町長の交際事務の目的が達成できなくなり，又は町長の交際事務を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められないような事情がない限り，条例７条７号に該当すると判断される[10]。

以上を踏まえ，支出項目に応じた交際相手方の種別及びその識別可能性について，別表２にまとめる。

⑶　部分開示について

条例８条１項は，請求対象となった公文書の一部にのみ非開示情報が含まれているが，他に開示し得る情報が存在する場合には，最大限の開示を実現するために，非開示情報と開示情報を区別し，後者を開示するようにしなければならない旨を定める。本件処分は，２５件の非開示箇所を有し，当該箇所は全て各交際事務の交際相手方欄の記述の全部又は一部に限られるところ，⑵によれば，交際相手方が識別

[9] 最高裁判所第一小法廷平成３年（行ツ）第18号（平成６年１月27日判決），最高裁判所第一小法廷平成３年（行ツ）第69号（平成６年１月27日判決）

[10] 最高裁判所第三小法廷平成８年（行ツ）第210号（平成13年３月27日判決）

され，かつ，当該交際相手方の氏名等が外部に公表，披露されることがもともと予定されていたとは認められないようなものについては，当該交際費の支出の事実やその内容等を含めて条例７条７号の規定に基づく非開示情報該当性を有すると考えられる。同項の視座からすると，本件非開示箇所に係る交際事務の内容，交際費の額等の記述については，支出基準の定めるところにより，当該交際事務の内容，態様等が類型化されており，かつ，その交際費の額が明示されているもの若しくは明示はされていないものの当該額に準じた額を採用しているものや，あるいは当該交際の事実及びその内容等に関し，元より秘密の取扱いとなっていないために条例７条７号のおそれが生じ得ない等の理由から，事務事業情報に該当しない旨の決定がなされたものと考えられる。

条例８条２項は，個人識別情報のうち，特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いた個人に関する情報の開示根拠として位置付けられる。個人に関する情報は，「氏名，生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に限られないから，氏名，生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いた部分も，条例７条２号ただし書に該当しない限り非開示とすべきことになるが，特定個人識別性のある部分を除くことによって，公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは，これを非開示とする意義に乏しく，部分開示がされなければならない。同項が同条１項と区別して個人に関する情報に係る部分開示の規定を置く趣旨は，条例７条５号から７号までが，いずれも非開示情報の範囲が必要以上に広がらないように事項的基準（当該各号中の各種の情報の性質を規定する部分）と定性的基準（当該各号中の各種の「おそれ」を規定する部分）を組み合わせているのに対し，同条２号が個人に関する情報に係る事項的基準のみを定め，その定性的基準に相当する内容は，同号の非開示情報の規定における例外として位置付けるのでなく，条例８条２項の部分開示の一形態として位置付けることによるものである。すなわち，個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより個人に関する情報の開示根拠を与えることを重視し，開示により当該個人の権利利益を害さない部分まで非開示となるような解釈が採られることのないよう，最大限の開示を実現することを確認することにあるものと解される。

本件非開示箇所中の，交際相手方が個人であって，当該個人を特定できるものに係る交際事務については，当該交際の日付，内容，交際費の額等の箇所も含めて当該個人の個人に関する情報に当たるところ，条例８条２項は，上記趣旨により特定個人識別性を有する記述を除いた部分の開示を義務付けるものであるから，当該箇所の開示が行われたものと解するのが相当である。

⑷　支出項目「御香典」に係る箇所（番号１ないし番号３，番号５ないし番号７，番

号１２，番号１５，番号２０及び番号２２）

ア　条例７条２号該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ，当該箇所には，全て個人の氏名が記載され，又はこれに加えて所属，肩書き若しくは続柄が併記されており，当該記述をもって特定の個人を識別することができることが認められる。

審査請求人による，当該箇所に係る「日付が明示されており他の情報すなわち新聞の「訃報欄」と照合すれば直ちに明らかになる」の主張について，条例７条２号柱書は，他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものは，照合を要せずに特定個人識別性を有する情報と同様に非開示情報に該当すべきものとして定めるのであるから，当該箇所を開示すべき理由として妥当しない。

以上から，本号本文所定の非開示情報に該当することが認められる。

イ　条例７条７号該当性について

香典に係る町長の交際は，その相手方にとって私的な出来事というべきであり，葬儀等の際に一般参列者等にこれが贈られた事実やその具体的金額が披露されるようなものではなく，また，供花等が町長の名を付して飾られたことにより町長から香典が贈られた事実も合わせて一般参列者に知られるところとなったとしても，その具体的金額までが知られることは通常考えられない。そうすると，当該交際は，その関係者以外の不特定の者に知られ得る状態でされたものということはできず，その交際の性質，内容等からして交際内容等が一般に公表，披露されることがもともと予定されているものということはできない。したがって，当該箇所は，本号所定の非開示情報に該当するものというべきである。

⑸　支出項目「敬供（生花）」に係る箇所（番号４，番号９ないし番号１１，番号２４及び番号２５）

ア　条例７条２号該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ，当該箇所には，全て個人の氏名が記載され，又はこれに加えて所属，肩書き若しくは続柄が併記されており，当該記述をもって特定の個人が識別されることが認められる。

本号ただし書アの検討に関し，後記イで説示するとおり，当該箇所に係る交際の類型は，その交際の性質，内容等からして交際内容等が一般に公表，披露されることがもともと予定されているものということができ，慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報であると認められる。したがって，本号ただし書アに該当し，非開示情報に該当しないと解するのが相当である。

イ　条例７条７号該当性について

当該箇所は，いずれも町長が交際の相手方に対し弔慰を表するために贈ったも

のであるところ，これらの生花は，葬儀等に際し町長の名を付して一般参列者の目に触れる場所に飾られるのが通例であり，また，これらを見ればおおよその価格を知ることができるものである。そうすると，これらの生花の贈呈の事実及びその内容が当該交際の関係者以外の不特定の者に知られ得る状態でされたものということができる。したがって，これらの交際に関する情報は，相手方の氏名等が外部に公表，披露されることがもともと予定されているものとして，本号に該当しないと判断される。

⑹　支出項目「御仏前」に係る箇所（番号１６ないし番号１９）

ア　条例７条２号該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ，当該箇所には，全て個人の氏名が記載され，又はこれに加えて所属，肩書き若しくは続柄が併記されており，当該記述をもって特定の個人を識別することができる。また，本号ただし書に該当する事情も認められないことから，本号本文所定の非開示情報に該当すると認められる。

イ　条例７条７号該当性について

⑷－イに同じ。

⑺　支出項目「接遇」に係る箇所（番号１４）

ア　条例７条２号該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ，当該箇所には，個人の氏名が記載されており，当該記述をもって特定の個人を識別することができることから，本号に該当することが認められる。

また，当該特定される個人は公務員であることが認められ，この点における本号イの検討に関し，「職務の遂行に係る情報」とは，公務員等がその所属する行政機関等の一員として，その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する[11]ものである。具体的には，行政処分その他の公権力の行使に係る情報，職務としての会議への出席，発言その他の事実行為に係る情報等がこれに含まれるものである。当審査会において確認したところ，当該箇所は，単に当該相手方との友好関係の維持増進を図る目的で行われたものであり，当該相手方にとって「職務の遂行に係る情報」とは認められないことから，同号イの例外的開示事項には該当しないと判断される。

以上から，本号本文所定の非開示情報に該当することが認められる。

イ　条例７条７号該当性について

当審査会において確認したところ，当該箇所に係る交際は，支出項目「接遇」

[11] 神戸地方裁判所平成 15 年（行ウ）第 42 号（平成 16 年 7 月 6 日判決）

に分類されているものの，その内容及び性質から「お土産」（⑻に後掲）として分類されるべきものである。

手土産の贈呈は，その要否や金額等が町と相手方との関わり等を斟酌して個別に決定されるものであり，また，その贈呈の事実はともかく，当該箇所に係る交際事務がその関係者以外の不特定の者に知られ得る状態でされたものとは認められないことから，当該交際は，相手方の氏名等が外部に公表，披露されることがもともと予定されているものとはいえず，本号所定の非開示情報に該当すると認められる。

⑻　支出項目「お土産」に係る箇所（番号８）

ア　条例７条２号該当性について

⑺－アに同じ。

イ　条例７条７号該当性について

⑺－イに同じ。

⑼　支出項目「会費」に係る箇所（番号１３及び番号２１）

ア　条例７条２号該当性等について

当審査会において本件対象文書を見分したところ，番号１３の箇所について，法人の名称が記載されており，特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報は含まれていないことから，本号に該当しない。なお，条例７条３号が規定する法人情報に関し，当該箇所において，当該交際の内容及びその相手方に係る名称として開示されたとしても，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないことから，同号該当性も有しない。したがって，当該箇所は，条例７条２号本文及び３号のいずれにも該当しない。

番号２１の箇所について，⑺－アに同じ。

イ　条例７条７号該当性について

番号１３及び番号２１の箇所について，当審査会が確認したところ，両箇所は，支出項目「会費」に係る交際事務ではあるものの，町長がポスト指定として公に会員となっている団体の会費に係るものではなく，各交際相手方が会合を主催するに際し，その招聘を受けた場合に任意に出席するに当たっての参加費の性質を持つものである。当該各箇所の交際事務はいずれも公共の場所で行われているものの，番号１３に係る交際事務にあっては講演会及びこれに付随する会合への参加であって，当事者以外の第三者がその内容を知り得るような態様でなされたものである一方，番号２１に係る交際事務にあっては意見交換のための会合への参加であって，当該会合参加者の内部における意見の交換に留まり，その内容を第三者が知り得るような態様でなされたものではないと認められる。

したがって，番号１３に係る箇所は本号に該当せず，番号２１に係る箇所は本号に該当するものと認められる。

⑽　支出項目「祈健闘」に係る箇所（番号２３）

ア　条例７条２号該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ，当該箇所には，個人の氏名の氏部分が記載されており，本件対象文書において開示された情報又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人を識別することができることとなるものに当たることが認められるところ，当該情報は，町が発行する広報誌である「広報ながよ」の令和６年１０月号内の記事において，氏名とともに掲載されたものであることが確認された。

本号アの検討に関し，過去に公にされた情報については，開示請求の時点では何人でも知り得る状態に置かれていないのであれば，開示請求時に非開示情報とすることにより保護すべき利益が存しないということにはならないのであるから，当然に公領域情報に該当するとはいえず，むしろ，当該情報の性質，過去に公表された根拠やその態様等を考慮した上で，過去に公表されたことによって，非開示情報とすることにより保護すべき利益が失われている場合にのみ，公領域情報に該当すると解するのが相当である[12]。

この点，当該箇所は，該当号の「広報ながよ」の掲載記事によりその詳細を了知し得る情報であり，当該広報誌は町内会加入者への頒布が行われ，町内公共施設等での閲覧が可能であるばかりか，町の公式ホームページ上にも公開されていることから，恒常的に広く一般の者が当該情報を自ら閲覧，保存等をすることができる状態にあるといえ，このことは，本号ただし書アの例外的開示事項に該当するものと認められる。

イ　条例７条７号該当性について

当該箇所は，スポーツ行事につき，その出場者その他の関係者が，公式の場において当該出場の旨の報告，抱負の表明等を行い，激励を受けることを目的とした儀礼的なものということができ，当該交際が行われた事実及び内容は，町の広報媒体において周知されるものであるから，相手方の氏名等が外部に公表，披露されることがもともと予定されているものであるといえ，当該箇所が開示されることにより，激励に係る交際事務の目的が達成できなくなり，又はこれを公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められず，本号に該当しないと考えられる。

⑾　条例９条による公益上の理由による裁量的開示について

[12] 東京高等裁判所平成 18 年（行ウ）第 741 号（平成 19 年 7 月 12 日民事第 2 部判決）

審査請求人は，審査請求書４の４段落目において，「（「町政協力者」の氏名等に係る非開示箇所については）協力するのであればどんどん名前を開示すべし」と主張するから，本条の公益上の理由による裁量的開示についても検討する。

本条は，条例７条により開示が禁止される情報について，実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができることを明確にするものである。同条柱書をみると，「実施機関は，……非開示情報が記録されている場合を除き，当該公文書を開示しなければならない」と規定しており，同条各号の非開示情報に該当する場合に開示が禁止されるかについては同条自体から明確ではないものの，本条により公益上の裁量的開示が認められていることから，条例７条自体は非開示情報の開示を禁止しており，本条でその例外が認められ得るという構造をとるものであって，その裁量判断によりこれを任意に公開することは条例の許容するところであると解される。また，本条は，実施機関に対し要件裁量を認めたもので，実施機関が本条による公益上の裁量的開示を行わなかったとしても，その裁量権の不行使が違法とされるのは，その判断に裁量権の逸脱，濫用が認められる場合に限られる。本条は，個人に関する情報についても裁量的開示を認めている一方，条例３条は「公文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに，個人に関する情報の保護について最大限の配慮」をして条例を解釈し，及び運用しなければならない旨定め，個人の人格的な権利利益を侵害しないような慎重な配慮がなされることを前提としているところ，本件非開示箇所を開示しないことで保護される利益より，これを開示する高度の政策的判断が行われるべき特別の事情又はそのことにより保護されるべき他の優越する公益の存在は認められず，実施機関が本条の公益上の裁量的開示をしなかったことについては，裁量権の逸脱，濫用は認められない。

５　結論

以上から，本件処分は，非開示情報該当性について判断するまでもなく，元よりその理由の提示の要件を欠くものとして行政手続条例８条の趣旨に照らして違法なものであり，これを取り消し，改めて開示決定等すべきである。

そして，当該改めての開示決定等に当たっては，４を踏まえて行われるべきである。

６　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

＜審査会委員＞

会長　有馬理　　委員　入江季記　中山祐一　平見健太

別表１

文書名	番号	非開示箇所	記載事項の概要
交際費現金出納帳（令和６年１月分）	１	上段の表２行目の交際相手方欄	氏名
	２	上段の表３行目の交際相手方欄	氏名
交際費現金出納帳（令和６年３月分）	３	上段の表１２行目の交際相手方欄	氏名，所属，肩書き，続柄
交際費現金出納帳（令和６年４月分・令和５年度分）	４	下段の表２行目の交際相手方欄	氏名，所属，肩書き，続柄
交際費現金出納帳（令和６年４月分）	５	上段の表３行目の交際相手方欄	氏名，所属，続柄
	６	上段の表９行目の交際相手方欄	氏名，所属，肩書き，続柄
交際費現金出納帳（令和６年５月分）	７	上段の表２行目の交際相手方欄	氏名，肩書き，続柄
	８	上段の表７行目の交際相手方欄	氏名，名称
	９	下段の表１行目の交際相手方欄	氏名，所属，続柄
	１０	下段の表２行目の交際相手方欄	氏名，所属，肩書き，続柄
	１１	下段の表３行目の交際相手方欄	氏名，肩書き，続柄
交際費現金出納帳（令和６年６月分）	１２	上段の表１１行目の交際相手方欄	氏名，肩書き，続柄
交際費現金出納帳（令和６年７月分）	１３	上段の表８行目の交際相手方欄	名称
	１４	上段の表１５行目の交際相手方欄	氏名，名称
交際費現金出納帳（令和６年８月分）	１５	上段の表３行目の交際相手方欄	氏名，所属，続柄
	１６	上段の表５行目の	氏名，説明書き

		交際相手方欄	
	１７	上段の表６行目の交際相手方欄	氏名，説明書き
	１８	上段の表７行目の交際相手方欄	氏名，肩書き，続柄
	１９	上段の表８行目の交際相手方欄	氏名，所属，肩書き，続柄
	２０	上段の表１０行目の交際相手方欄	氏名，所属，続柄
交際費現金出納帳（令和６年９月分）	２１	上段の表２行目の交際相手方欄	氏名，名称
	２２	上段の表３行目の交際相手方欄	氏名，所属，肩書き，続柄
	２３	上段の表７行目の交際相手方欄	氏名の氏
	２４	下段の表１行目の交際相手方欄	氏名，所属，続柄
	２５	下段の表３行目の交際相手方欄	氏名，所属，肩書き，続柄

別表２

支出区分	支出項目	相手方が法人・団体		相手方が個人		計	非開示箇所
		識別されるもの	識別されないもの	識別されるもの	識別されないもの		
弔慰	御香典			１０		１０	１０
	敬供（生花）			６		６	６
	敬供（その他）	１				１	
	御仏前			４		４	４
慶祝	御祝	７１				７１	
	御祝（生花）	１		１		２	
渉外	接遇	１	２	３		６	１
	寸志	２			１	３	
	お土産	５		１	１	７	１
会費・負担金	会費	１３		６		１９	２
激励	祈健闘	８		１		９	１
その他	贈呈品	５				５	
	協賛金	２				２	
合計件数		１０９	２	３２	２	１４５	２５

※　空欄は，０件。

別表３

文書名	番号	審査会の判断	審査会の判断の理由
交際費現金出納帳（令和６年１月分）	１	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
	２	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
交際費現金出納帳（令和６年３月分）	３	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
交際費現金出納帳（令和６年４月分・令和５年度分）	４	開示	条例７条２号ただし書ア該当及び同条７号非該当
交際費現金出納帳（令和６年４月分）	５	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
	６	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
交際費現金出納帳（令和６年５月分）	７	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
	８	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
	９	開示	条例７条２号ただし書ア該当及び同条７号非該当
	１０	開示	条例７条２号ただし書ア該当及び同条７号非該当
	１１	開示	条例７条２号ただし書ア該当及び同条７号非該当
交際費現金出納帳（令和６年６月分）	１２	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
交際費現金出納帳（令和６年７月分）	１３	開示	条例７条各号非該当
	１４	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
交際費現金出納帳（令和６年８月分）	１５	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
	１６	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
	１７	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
	１８	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
	１９	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
	２０	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
交際費現金出納帳（令和６年９月分）	２１	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
	２２	非開示	条例７条２号本文及び同条７号該当
	２３	開示	条例７条２号ただし書ア該当
	２４	開示	条例７条２号ただし書ア該当及び同条７号非該当

	２５	開示	条例７条２号ただし書ア該当及び同条７号非該当